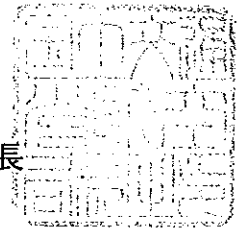


百里 VORTAC の維持管理に関する協定

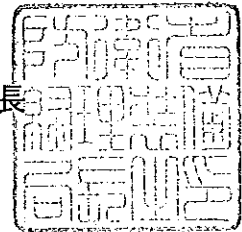
国土交通省航空局長及び防衛省経理装備局長は、百里 VORTAC の円滑な運用を図るため、次の通り協定する。

平成 22 年 2 月 22 日

国土交通省航空局長



防衛省経理装備局長



(運用及び維持管理)

第 1 条 国土交通省の百里 VOR と防衛省の百里タカンとは、これを組み合わせて百里 VORTAC として運用する。

2. 百里 VORTAC の維持管理については、国土交通省は VOR 部分を、防衛省はタカン部分を、それぞれ分担するものとする。

(飛行検査／飛行点検)

第 2 条 防衛省は、次の各号に掲げる事項について飛行検査／飛行点検を実施し、その他の事項についての飛行検査／飛行点検は、国土交通省が実施するものとする。

(1) 百里 VORTAC を中心として半径 40NM 以内における
百里 VORTAC のタカン部分の施設性能 (百里 VORTAC
のタカン部分と、他の VORTAC のタカン部分又は他の
タカンとを結んで設定される経路の最低経路高度でのタカ
ン部分の機能を含む。)

(2) 百里 VORTAC のタカン部分のみを用いて設定される進
入方式、出発方式及び入域出域経路

2. 飛行検査／飛行点検の実施に当たっては、その時期、方法等
必要な事項を国土交通省と防衛省との間で調整するとともに
実施結果を相互に通報するものとする。

(電波法令上の手続き)

第3条 百里 VORTAC に関する電波法令上の手続きは、国土
交通省が VOR 部分を、防衛省がタカン部分を分担し、相互に
調整のうえ行うものとする。

(性能の変更等)

第4条 国土交通省及び防衛省は、百里 VOR 又は百里タカンの
性能に重要な変更を加え、又は長期間その運用を休止しようと
する場合は、あらかじめ相互に協議するものとする。

(調整及び通報)

第5条 国土交通省及び防衛省は、百里 VORTAC の運用に関
し、必要な事項を調整するとともに機器の運用状況等について
相互に通報するものとする。

(委任規定)

第6条 この協定の実施に伴い、百里VORTACの維持管理に係る必要な細目は、国土交通省東京航空局東京空港事務所長及び国土交通省東京航空局百里空港事務所長と航空自衛隊第7航空団司令及び航空自衛隊百里管制隊長とが別途協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成22年3月11日から適用する。